認可外保育施設集団指導
（居宅訪問型保育事業（個人事業主））
～制度概要編～

文京区　こども未来部　幼児保育課

集団指導の流れについて

1. **本動画を含めた３（無償化の対象事業者の方は４）つの動画を視聴**
 - ① **制度概要編**
 - ② 指導監督基準解説編
 - ③ 事故防止編
 - ④ 幼児教育・保育の無償化について　※無償化の対象事業者の方のみ

本動画

2. **指定の期日までに自己点検の入力及び必要書類を区に提出してください。**
 ※実施通知の内容をよくご確認の上、ご提出ください。

3. **提出された書類等を審査し、区より結果通知をお送りいたします。**

4. **結果通知に、改善を要する事項（指摘）がある場合、通知を受け取った後30日以内に「改善状況報告書」の提出をお願いします。**

目次

I. 認可外保育施設と文京区との関わり

II. 認可外保育施設の届出

III. 認可外保育施設の報告

IV. 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

Ⅰ.　認可外保育施設と文京区との関わり

文京区における指導監督
ー文京区が指導監督を行うこととなった経緯ー

- 令和７年４月1日　文京区が児童相談所を設置
- 児童相談所設置市に係る事務が、東京都から文京区へ移管。
- 認可外保育施設に対する指導監督が、児童相談所設置市の事務の一つとして東京都から文京区へ移管された。

認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）と文京区との主な関わり

- **事前相談**
 窓口・電話相談など
- **届出**
 設置届、変更届、休止・廃止届
- **報告**
 運営状況報告、事故報告等
- **立入調査、集団指導**
 指摘事項があった場合、改善状況報告書を提出
- **その他**
 各種通知及び研修等の周知

認可外保育施設に対する文京区の担当部署

幼児保育課　保育施設検査担当　（☎ 03-5803-1873）

- 認可外保育施設に対する立入調査、集団指導、改善状況の確認

幼児保育課　保育施設支援担当　（☎ 03-5803-1857）

- 設置届等の届出受理、指導監督基準を満たす旨の証明書交付、運営状況報告確認、「ここdeサーチ」への掲載

幼児保育課　保育施設指導担当　（☎ 03-5803-1845）

- 事故報告等受付、各種通知及び研修等の周知

II. 認可外保育施設の届出

認可外保育施設の届出義務

- 認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更・休止・廃止の日から１月以内に都道府県知事（文京区長）へ届け出なければならない。

 （児童福祉法第59条の２第１項又は第２項）

- 規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、５０万円以下の過料に処する。

 （児童福祉法第62条の５）

届出の種別

設置届

事業開始後、認可外保育施設設置届（別記様式第１号）、事業者の場合は別紙２の１、個人の場合は別紙２の２及びその他添付書類により必要事項を届け出ます。

変更届

事業開始後、次に掲げる届出事項に変更があった場合、認可外保育施設事業内容等変更届（別記様式第２号）により変更内容を届け出ます。

①施設の名称・所在地・連絡先

②設置者の氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先

③管理者の氏名・住所

休止・廃止届

施設を休止又は廃止した場合、認可外保育施設休止・廃止届（別記様第３号）により届け出ます。

III. 認可外保育施設の報告

文京区への報告

▶運営状況報告

毎年１０月１日時点の施設の運営状況を報告

▶事故報告

施設で重大な事故（死亡、重傷事故、自動車への置き去り事故、食中毒など）が発生した場合に報告

事故報告について

- 認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を含む）は、重大事故が発生した場合、区に報告をお願いしております。

- **報告の対象となる重大事故の範囲**
 - ・死亡事故
 - ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
 - ・治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故
 - ・自動車への置き去り事故
 - ・迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、または発生しかけた場合
 - ・感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じた場合
 - ・児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案

- **報告先**

文京区こども未来部幼児保育課 保育施設指導担当

電 話 ０３-５８０３-１８４５（直通）　メール b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp

報告ルート

別添2

①　第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）　　②　第2報：原則1か月以内程度　等

施設等区分①



○特定教育・保育施設
○特定地域型保育事業
○延長保育事業
○放課後児童クラブ
○ファミリー・サポート・センター事業
○児童育成支援拠点事業
○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
○産後ケア事業

施設等区分②



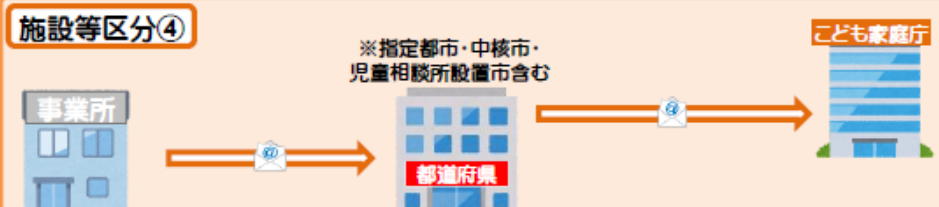
○幼稚園
（特定教育・保育施設でないもの）
○特別支援学校幼稚部

施設等区分③



○子育て短期支援事業
○子育て世帯訪問支援事業
○一時預かり事業
○病児保育事業
（指定都市・中核市・児童相談所設置市以外の市区町村から委託等をされた場合）

施設等区分④



○子育て短期支援事業
○子育て世帯訪問支援事業
○一時預かり事業
○病児保育事業
（左記以外の場合）

施設等区分⑤



○認可外保育施設
（認可外の居宅訪問型保育事業を含む）

※　企業主導型ベビーシッター等利用支援事業は、併せて「全国保育サービス協会」に通知すること。

施設等区分⑥



○認可外保育施設
（企業主導型保育施設）

※　企業主導型保育施設は、併せて「公益財団法人児童育成協会」に通知すること。

Ⅳ. 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

証明書の交付

児童福祉法第５９条に基づく立入調査・集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て満たしている施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）を交付しています。

交付対象

証明書を受けることができる施設は、児童福祉法第５９条の２第１項の規定により都道府県知事（文京区長）への届出が義務付けられた施設です。

証明書が交付されるには

- 立入調査又は集団指導の結果・・・

≪指摘事項がない場合≫

・原則として、立入調査又は集団指導後に指摘事項がないことを確認した日の翌月1日付で交付

≪指摘事項がある場合≫

・原則として、改善状況報告提出後、指摘事項の改善を確認した日の翌月1日付で交付

証明書が交付されるには
【「ここdeサーチ」への掲載（令和6年4月1日施行）】

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）への登録について

※掲載されていない場合や内容が不十分な場合には、立入調査・集団指導において指摘となる可能性がありますので、ご注意ください。

背景

令和６年４月１日に施行された改正児童福祉法により、認可外保育施設（法人・個人事業主を問わず）が提供する保育サービスの内容について、現行の「書面での掲示」に加え、インターネット上（独立行政法人福祉医療機構が運営する「ここdeサーチ」）における掲示が義務化されました。「ここdeサーチ」への掲示がない場合、認可外保育施設の指導監督基準不適合となりますので、必ず登録をお願いいたします。

登録方法

１.登録票
Excelの登録票をLoGoフォームより提出していただきます。
登録票及びLoGoフォームのURLは区ホームページに掲載しております。

２．登録情報の公表
登録票が提出されましたら、随時情報を公表いたします。

証明書が交付されるには
【「ここdeサーチ」への掲載（令和6年4月1日施行）】

「ここdeサーチ」に入力した情報の修正について

- 修正票の提出はLoGoフォームより随時お受けいたします。
 修正票及びLoGoフォームのURLは区ホームページに掲載しております。
- 更新は年3回（6月、１０月、２月）行います。
- 修正する情報がない場合は、対応は不要です。
- 施設名、所在地、設置者の変更に関する修正については、変更届を受理後に更新いたします。施設名、所在地、設置者は、変更手続き後に修正票をご提出するようお願いします。

証明書の返還について

- 証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合は、原則として証明書の返還を求めます。

- 証明書返還後、再度基準を満たしているかを確認し、基準項目を満たしていると確認された場合に証明書が再交付されます。

幼児教育・保育の無償化について

- 幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、

 ①文京区への届出（設置届）

 ②文京区の「確認」を受けるための申請（確認申請）

 ③利用者が「保育の必要性の認定」を文京区から受けること

 ④国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要です。

ご視聴ありがとうございました。

引き続き

認可外保育施設集団指導

（居宅訪問型保育事業（個人事業主））

～指導監督基準解説編～　の

ご視聴をお願いします。